

災害時等要援護者登録は お済みですか？

町では、災害発生時に自力で避難することが困難な方の命を守るため、昨年7月1日から「災害時等要援護者登録制度」を開始していますが、1月末現在で25名の登録と、非常に少ない状況となっております。

このため、自治会・町内会や民生委員を通じて登録を呼びかけていますので、まだ登録されていない方は、ぜひ登録をお願いします。また、ご家族や知り合いなどで気になる方がいらっしゃいましたら、呼びかけをお願いします。

要援護者登録制度とは？

災害が発生した時に支援が必要な方を安全な場所へ避難させたり、日常的に見守りが必要な方がどこにいるかを、事前に把握しておくことが必要です。

この制度では、災害時等に支援が必要な方自らが町へ申請し、それをもとに災害時等要援護者個人個人の「避難支援計画書」を作成し、台帳として保管します。

また、作成した台帳は、必要に応じて、自治会・町内会や民生委員、消防団などに開示し、災害発生時における避難支援や日常の見守り活動のために活用します。

登録対象者は？

町内に居住し、在宅で生活している方で、災害発生時に自力や家族の支援だけでは避難することができない方や家族の支援が受けられない方、また、日常において見守りを必要としている方です。

登録方法は？

①登録申請書の提出が必要ですが

災害発生時等要援護者への登録には、登録申請書に必要な事項を記入し役場へ提出して

いただきます。なお、要援護者台帳には個人情報に記載されるとともに、登録後には必要に応じて自治会・町内会や社会福祉協議会、消防団などに情報を提供することから、申請者本人の同意が必要となります。

また、申請者本人の身体状況などにより申請書の記入が困難な場合には、ご家族等の代理人による申請ができます。

②地域支援者の選定について
地域支援者※は、災害発生時等に要援護者を支援していただけるご近所の方で、原則として要援護者1名につき地域支援者2名とし、申請者本人またはご家族が地域支援者になられる方の同意を得て選定していただきます。なお、地域支援者の選定が難しいときは、自治会・町内会や民生委員などに相談していただき、それでも見つからないときは、役場へご相談ください。



※地域支援者

地域支援者は、災害発生時等に要援護者へ災害に関する情報を伝えたり、要援護者を避難所まで誘導する役割を担います。なお、地域支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うものであり、万一、災害発生時に支援ができなかったり、避難時に事故等が発生したりしても決して責任を負うものではありません。

登録の内容は？

- ・名簿登録者の氏名、住所、生年月日など
- ・同居家族、緊急時の連絡先
- ・地域支援者の氏名、住所、電話番号など
- ・日常生活・心身の状況、福祉サービスの利用状況、かかりつけ医、避難所での留意点など

問合せ

総務課総務・防災グループ

☎ 2511・FAX 22026

健康福祉課福祉グループ

☎ 4556・FAX 253586